

**第25期小山市農業委員会
第9回総会議事録**

令和6年2月26日

1. 開催日時 令和6年2月26日（月）午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

途中出席委員 1人

1番 保坂 健司（議案第1号より出席）

5. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）
議案第6号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第7号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）
議案第9号	是正指導の通知について
議案第10号	農地利用最適化推進委員の辞任について
議案第11号	農地利用最適化推進委員の補充について
報告第1号	栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について
報告第2号	農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

6. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	笹崎	ひろ子
農政課			
農業振興係	係長	渡邊	拓也
	主事	渡辺	康太郎

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第9回小山市農豪委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかに選出したらよろしいかお諮りします。 (議長一任との声あり)
議 長	それでは、8番寺田仁一委員、10番本橋信男委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の2、3ページ、別紙位置図1～6ページをご覧ください。 今回は、9件の申請がございました。 まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。 こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は : 田1筆 面積 2,680㎡ 権利取得後の経営面積は : 1,879a 農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており 労働力は: 41人 申請地は、会社から1.5kmのところに位置する農地です。 以上が1番でございます。 続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田3筆 面積 2, 108㎡

権利取得後の経営面積は : 2, 084 a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から3. 2 kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑4筆 面積 3, 400㎡

権利取得後の経営面積は : 60 a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 1人

申請地は、自宅から2. 5 kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 2, 730㎡

権利取得後の経営面積は : 252 a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 4人

申請地は、自宅から400mのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 826㎡

権利取得後の経営面積は : 85 a

農機具等の保有状況は:トラクター、草刈り機、動力噴霧器等を導入予定

労働力は: 4人

申請地は、自宅から1. 0 kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 2, 347㎡

権利取得後の経営面積は : 85 a

農機具等の保有状況は:トラクター、草刈り機、動力噴霧器等を導入予定

労働力は: 4人

申請地は、自宅から1.0 kmのところに位置する農地です。

以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田3筆 面積 5,371 m²

権利取得後の経営面積は : 85 a

トラクター、草刈り機、動力噴霧器等を導入予定

労働力は: 4人

申請地は、自宅から1.0 kmのところに位置する農地です。

以上が7番でございます。

続きまして、番号8番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 1,179 m²

権利取得後の経営面積は : 77 a

農機具等の保有状況は:トラクター等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から4.5 kmところに位置する農地です。

以上が8番でございます。

続きまして、番号9番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 166 m²

権利取得後の経営面積は : 789 a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1.3 kmところに位置する農地です。

以上が9番でございます。

以上、9件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。
- 2 番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。
渡し人は農業を行っておらず、県外に在住しているため農地の管理に苦慮しており、以前より農地を手放すことを検討しました。
そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 19番 番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。
渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。
そのため、受け人に相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 11番 番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定に関する案件です。
申請地については、以前から、受け人が使用貸借権を設定しており、一体的に耕作していました。今後も耕作していく意欲があるため、再度使用貸借権を設定したいということで話を持ち掛けたところ、両方で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 18番 番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定に関する案件です。
渡し人は農業を行っておらず、農地管理に苦慮しておりました。
そのため、申請地の隣で耕作をしている受け人に農地について相談したところ、賃借権設定で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。
許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 18番 続けて、番号5番から7番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による使用貸借権設定及び売買に関する案件です。
受け人は製造業に勤めておりますが、安全安心な食品をお客様に提供したいと考え、宇都宮市在住の知人や父のもとで農業技術を習得し、新規就農に至りました。
農地については、ねぎ栽培に適した農地を探していたところ、就農希望地でまとまった農地

が見つかったため、農地の管理に苦慮していた渡し人と相談したところ、使用貸借権設定及び売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番

番号8番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件ですが、地元農業委員としては、今回は一旦保留扱いとして時間を頂き、検討した方が良いのではないかと考えております。

その理由は、申請地が住宅地に近く、本申請許可後に農地転用の可能性があるのではないかと懸念されるからであります。本案件は今後再調査を行い、申請許可後に転用行為は行わず、必ず農地としてきちんと作付を行うことが、きちんと確認できるまで、保留扱いとして慎重に審議するべきでは、と考えております。

議 長

只今の番号8番の補足説明について、事務局の説明を求めます。

事務局

こちらの案件については代理人を通じて窓口に提出いただきましたが、農地法第3条の規定による耕作を目的とした農地取得とのことで、申請を受けております。

農地法第3条の規定により、営農を目的として農地の状態での権利移動の許可を求める申請であり、本案件の申請内容を審査しましたところ、農業機械・労働力・農業技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条の許可要件を満たしていることを確認しましたので、許可相当で差し支えない案件と考えております。

農地法第3条は営農を目的として農地の権利移動の許可を求める申請であり、要件をみたしている申請において、申請地が宅地に近く農地転用が懸念されるという具体的証拠のない疑いでは審議を保留することは難しいのでは、と考えます。なお、只今の補足説明のご意見を踏まえ、本案件が許可された場合は、今後、違法転用等がないよう重点的に注視させていただきたい、と考えます。

1 番

農業委員の自分としては疑問点があり、この案件については調査の時間を頂きたいと考えておりましたが、事務局が問題ないという意向であれば、それで結構です。

今後利用状況を注視することでよろしいと思います。

5 番

番号9番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農業を行っておらず、小山市外に在住しているため農地の管理に苦慮しているため、以前より農地を手放すことを検討しました。

そのため、受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第２号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第２号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明を申し上げます。
相続税の納税猶予制度とは、相続人が農地を相続によって取得し農業を継続するときに、一定の条件を満たした場合、相続税の納税が猶予される制度です。
議案書の３ページ別紙位置図７ページをご覧ください。
今回は２件の願出がございました。

番号１番 につきまして、ご説明申し上げます。

農地の生前一括贈与はございません。

相続開始年月日 ： 令和５年７月９日

続柄は ： 長女

被相続人とは ： 別居で生計をたてていました。

農業従事実績 ： あり

相続農地の経営開始は ： 令和５年７月９日

相続税納税猶予の特例を受けたい農地面積は、

市街化区域の 畑 登記面積 ２２６㎡、

以上が１番でございます。

続きまして、番号２番 につきまして、ご説明申し上げます。

農地の生前一括贈与はございません。

相続開始年月日 ： 令和５年７月９日

続柄は ： 長男

被相続人とは ： 同居で生計を共にしていました。

農業従事実績 : あり

相続農地の経営開始は : 令和5年7月9日

相続税納税猶予の特例を受けたい農地面積は、

市街化区域の 畑 登記面積 550㎡、

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番

番号1番・2番について、補足説明をさせていただきます。

本件は相続税の納税猶予に関する適格者証明願に関する案件です。

願出地は、農地として適正に管理されておりました。願出人は、今後も農業を続けていきたいとのことです。

従いまして、適格者と認め、証明して差し支えないと思われますので、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、原案のとおり可決いたします。次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図8、9ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。2月16日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積344.78㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は下野市内のアパートで夫婦と子どもで暮らしています。子どもの出産に伴い、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は通勤することに便利であることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、国分寺土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西側は畑、南側は道路、西側は畑。畑との境にはコンクリートブロックを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費4,500万円で、融資で賄うとのことで、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、資材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積2,541㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、申請人は市内で建設業をしています。実家敷地内に資材や車両を置いています。受注工事の増加に伴い、置場が不足するようになったため資材置場の確保を計画しました。申請地は広い資材置場を自社で確保することができ集約できることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水と排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は田、東側は水路、南側は畑、西側は道路。農地との境にはコンクリートブロックを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費300万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、宅地分譲でございます。

転用しようとする土地は、畑4筆、面積2,218㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は障害者支援施設の運営をしています。申請のあった施設は日

中サービス型支援施設であり、高度障がい者と若年層でありながら高齢化傾向にある利用者を中心とした施設です。これらの施設は夜間だけでなく日中の時間帯もグループホームで過ごすことができ、今までカバーできなかった支援ができる施設が必要とのことで今回の申請に至ったとのことです。

・申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地区分は第1種農地と考えられますが、土地収用法に該当する事業のための転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流。雨水は雨水浸透層で排水処理。

周辺の隣地状況ですが、北・南側は畑、東側は宅地、西側は道路。RC土留めを建てて防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費4億114万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

16番 番号1番について、補足説明いたします。

受け人は現在下野市内のアパートで生活しておりますが、子どもの出産のに伴い将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家からも近く生活の協力も得られ、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番 番号2番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内で建設業を営んでいますが、受注工事の増加に伴い、資材置場が不足したため新たな資材置場の確保を計画しました。申請地は十分な面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番 番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、障がい者向けグループホーム市内及び近隣で15か所経営しております。現在の社会環境において必要性が高い、高齢障がい者向けのグループホームが必要になったことから、今回の申請に至ったとのことです。許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある

方は、順次、発言願います。

15番 社会福祉法人が施設の建築を目的に農地を購入しておりますが、農地の売買単価はいくらでしょうか。

事務局 土地の所有者が2人おり、32万7千円と982万円となっております。

14番 社会福祉法人の転用について全額自己資金とのことですが、社会福祉法人がこういった施設を作る場合の補助金は出ているのでしょうか。

事務局 申請書類についてですが、計画を実行するために必要な金額については残高証明で確認が出来ており、要件を満たしております。

補助金については担当課に確認し、分かり次第ご報告をさせていただきます。

今後は慎重に資金計画を確認いたします。

議長 質疑はありませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図10ページでございます。

今回は、2件の申請がございました。2月16日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、田1筆、面積292㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和63年頃から宅地として利用されてきました。土地の調査をしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも３６年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が１番でございます。

次に、番号２番をご覧ください。

願出地は、畑１筆、面積５２㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和６３年頃から宅地として利用されてきました。家の建て替えをしようとしたところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも２０年以上宅地・雑種地として使用されてきたことを確認しております。

以上が２番でございます。

以上２件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

１２番

番号１番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和６３年頃から住宅敷地として利用されてきました。土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

８番

番号２番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和６３年頃から住宅敷地として利用されてきました。自宅の建替えのため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第４号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございません

か。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」、を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議 長 それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（軽微変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書6ページ、別紙位置図1 1ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域における用途区分変更につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は2件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、農業用倉庫でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積450㎡の内120㎡。

申出の理由ですが、申出者は畑作をおこなっています。現在の農機具倉庫が無く、農業用機械及び農具等を保管できない状況であるため、今回の申出に及んだとのこと。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、2a未満の農業用施設であり、農地法第4条第1項の許可を要しない施設に該当すると考えられます。

周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、農業用倉庫でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積274㎡。

申出の理由ですが、申出者は農業をおこなっています。当該地は20年以上前から農用倉庫

として利用しており適法化するとともに、畑に放置してある農業用機械を保管するための駐車場を新たに設けるため、今回の申出に及んだとのこと。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、農業用施設であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が2番でございます。

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7 番 番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は畑作をしております。現在は農機具の保管場所が無く、保管場所が必要で農作業に適した土地を探したところ、申出地が適地あることから、今回の申出に至ったとのこと。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

16 番 番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、農業をしております。20年以上前から農機具倉庫として利用しており、また畑に放置している農機具を置く土地を探したところ、申出地が適地あることから、今回の申出に至ったとのこと。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として、原案のとおり変更を承認する旨、答申することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が2件あります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、はじめに議案第6号の利用権設定分のうち、9ページ記載の番号16番及び17番は石川政道委員に関する案件ですので、石川委員は、一旦退出願います。

(石川委員 退出)

議 長

議案第6号の利用権設定分のうち番号16番及び17番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号の利用権設定分のうち番号16番及び17番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定に

について」の利用権設定分のうち番号１６番及び１７番について、原案のとおり可決いたします。

石川委員は入場してください。

（石川委員 入場）

議 長 次に議案第６号の利用権設定分のうち、１０ページ記載の番号２４番は黒崎照男委員に関する案件ですので、黒崎委員は、一旦退出願います。

（黒崎委員 退出）

議 長 議案第６号の利用権設定分のうち番号２４番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第６号の利用権設定分のうち番号２４番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第６号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の利用権設定分のうち番号２４番について、原案のとおり可決いたします。

黒崎委員は入場してください。

（黒崎委員 入場）

議 長 続きまして、議案第６号の所有権移転分の番号１番から８番、並びに利用権設定分のうち番号１番から１５番、及び１８番から２３番、及び２５番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、

順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号の所有権移転分の番号1番から8番、並びに利用権設定分のうち番号1番から15番、及び18番から23番、及び25番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」所有権移転分の番号1番から8番、並びに利用権設定分のうち番号1番から15番、及び18番から23番、及び25番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、

順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第9号「是正指導の通知について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号「是正指導の通知について」、ご説明申し上げます。

本案件における現地の状況については、農業委員が班分けされている調査委員会にて、各班一回ずつ現地確認を行いました。これまでに何度か是正依頼通知を土地所有者宛に送っておりますが、現地の是正が行われていない状況を確認しております。

今回お諮りしている通知文については、行政手続法の趣旨等を踏まえ、市の行政総務課と協議の上作成しております。それでは、是正指導通知の要旨についてご説明申し上げます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

15番

現状では土が高く積んである。土砂が周りの道路や水田に流れ出る可能性があり、影響を及ぼすことが予想されます。実際に被害が出た際は、誰が責任を負うのか伺いたい。今後何か起きる前に、責任の所在を明確にさせる必要があると考えています。

事務局

この案件については所有者や現場作業員に何度か是正依頼を行っておりますが、是正・改善が為されていない状況です。農業委員会としても、今後も指導を継続するとともに、現場の状況については重点的に注視していきたいと考えます。

15番

指導を行っていることは分かるが、何か起きた時には誰かが補償を行う必要があると思います。誰がどのような方法で責任を取るのか明確にする必要があります。

周辺への影響が起きないようにするため、現状に対して土留めを設ける等の処置を行うように指導すべきでは、と考えます。

事務局	災害はいつ起きるのか予想できないものでありますが、何か問題が起きた際、明確な責任の所在や行政としてどのように対応するか等については、申し訳ありませんが、知識不足で回答が出来ません。この件については今後、事例の確認や研究をしまして方向性を検討してまいりたい、と考えております。
1 番	この件について、逮捕となるような強制力はありますか。
事務局	今回は、あくまでも是正指導としてこの通知を行います。行政手続法上は行政指導に該当すると考えますので、罰則や強制力は発生しません。
1 番	是正しない場合に逮捕や罰金等の罰則を科すことはできるのでしょうか。
事務局	こちらで設定した期間内に是正等の対応を行わない場合、通知の中に記載されている「農地法の規定に基づき農地法違反として原状回復命令や刑事告発」を状況に応じては、行うことも考えられます。 今後については、現地の状況等を見ながら行政総務課等と相談しながら対応を決定することになります。まずは今回お諮りした通知を発送し、相手に是正対応を求めていると考えます。
1 4 番	この件については環境課も指導すると思われますが、別々に発送するのではなく、同日付けで発送すべきではないでしょうか。同時に送った方が効果的であると考えます。
事務局	環境課も通知を発出すると伺っておりますが、時期については相談していません。発出の時期については今後相談を行い調整していきたいと考えております。
1 番	盛土の高さが1 m以下なら問題はないのでしょうか。
事務局	盛土の高さが1 m以下以内の場合でも、農地改良を行おうとする土地所有者等は、農業委員会に対し農地改良に係る事前協議書の申請が必要になります。盛土の高さ以外にも様々な条件がありますが、事前協議書で要件を確認し、さらに手続きが必要な場合は案内します。今回の件は、これら事務手続きを行わないまま、無許可で盛土造成を行った案件でございます。
1 9 番	今回の件については、市長にも報告をしており、市長も問題を認識しております。
議 長	質疑はありませんか。 (特になし)

議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第 9 号「是正指導の通知について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	「異議なし」と認め、議案第 9 号「是正指導の通知について」、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第 1 0 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案書の内容を読み上げる）
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。
1 1 番	委員が辞職した場合、新たに農地利用最適化推進委員を補充することはあるのでしょうか。
事務局	補充については、委員の辞職が承認された場合に説明させていただきます。
議 長	質疑はありませんか。 （特になし）
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第 1 0 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	「異議なし」と認め、議案第 1 0 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、原案のとおり可決いたします。 ただいま、議案第 1 0 号が可決されましたので、追加議案として、議案第 1 1 号「農地利用最適化推進委員の補充について」、を上程いたします。 事務局は、議案第 1 1 号議案書を各委員に配布してください。 （追加議案の議案書を配布）

議 長	それでは、議案第１１号「農地利用最適化推進委員の補充について」、事務局の説明を求めます。
事務局	（議案書の内容を読み上げる）
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 （特になし）
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第１１号「農地利用最適化推進委員の補充について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なしとの声あり）
議 長	「議案第１１号「農地利用最適化推進委員の補充について」、原案のとおり可決いたします。 報告第１号から第５号について事務局の説明を求めます。
事務局	（報告書の内容を読み上げる）
議 長	以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、第９回総会を閉会いたします。